

令和8年第3回 議会運営委員会

1. 日 時 令和8年2月6日（金）午前10時
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 令和8年第1回白井市議会定例会について
 - ・提案予定の議案等について
 - ・会期日程及び議事日程について(2) その他
4. 出席委員 石井恵子委員長・長谷川則夫副委員長
広沢修司委員・柴田圭子委員
岩田典之委員・徳本光香委員
平田新子委員
伊藤仁議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市長 笠井喜久雄
総務部長 永井康弘
総務課長 齊藤祐二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 松岡正純
主任主事 石井治夫
主 事 金子直史

会議の経過

開会 午前10時00分

○松岡議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、石井委員長より御挨拶をお願いいたします

○石井委員長 皆さん、おはようございます。2月に入りまして、昨日は工業団地協議会の賀詞交歓会がございまして、やっと落ち着いたかなと思ったら、選挙が今、真ただ中でございまして、皆さん本当にお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、令和8年第1回白井市議会定例会、予算の大事な審議がある定例会についての議運でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中、令和8年第1回市議会定例会に係る議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

第1回の市議会定例会は、2月13日金曜日、午前10時に招集をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

市から提案いたします案件は、政治倫理審査会委員の委嘱についての人事案件が6件、市長等の白井市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてなど、条例に関する案件が10件、白井市道路線の認定及び変更について1件、令和7年度一般会計ほか5会計の補正予算に関する案件が6件、令和8年度一般会計ほか5会計の当初予算に関する案件が6件の合わせて29議案になります。

詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

委員会会議につき、議事等につきましては、石井委員長をお願いいたします。

○石井委員長 ただいまの出席は7名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題（1）令和8年第1回白井市議会定例会についてのうち、提案予定の議案等についてを議題といたします。

執行部より、今定例会に提案予定されている議案の内容について説明願います。

総務課長。

○総務課長 それでは、改めまして皆様おはようございます。私のほうから、第1回定例会に付議します案件につきまして、説明のほうさせていただきます。

まず、議案第1号から議案第6号につきましては、政治倫理審査会委員の委嘱についてということで、今回は新規の方が3名、再任の方が3名となります。これらの議案につきましては、人事案件ということで、初日採決ということでよろしく願いいたします。

まず、議案第1号 政治倫理審査会委員の委嘱について。所管課は総務課です。

政治倫理審査会委員である飯嶋孝明氏の任期が、令和8年4月22日で満了となるため、新たに藤川由美子氏を委嘱したいので、議会の承認を求めるものです。

白井市根に在住で、生年月日は昭和49年2月6日です。

議案第2号 政治倫理審査会委員の委嘱について。所管課は総務課です。

政治倫理審査会委員であります八木美子氏の任期が、令和8年4月22日で満了となるため、新たに落合正氏を委嘱したいので、議会の承認を求めるものです。

東京都葛飾区在住で、生年月日は昭和54年6月6日です。

議案第3号 政治倫理審査会委員の委嘱について。所管課は総務課です。

政治倫理審査会委員であります湯浅洋一氏の任期が、令和8年4月22日で満了となるため、新たに永澤正明氏を委嘱したいので、議会の承認を求めるものです。

印西市在住で、生年月日が昭和34年5月12日です。

議案第4号 政治倫理審査会委員の委嘱について。所管課は総務課です。

政治倫理審査会委員であります森中祐治氏の任期が、令和8年4月22日で満了となるため、再任したいので議会の承認を求めるものです。

市川市在住で、生年月日が昭和37年3月18日です。

議案第5号 政治倫理審査会委員の委嘱について。所管課は総務課です。

政治倫理審査会委員であります富田絵津子氏の任期が、令和8年4月22日で満了となるため、再任したいので議会の承認を求めるものです。

さくら市在住で、生年月日が昭和46年11月4日です。

議案第6号 政治倫理審査会委員の委嘱について。所管課は総務課です。

政治倫理審査会であります三浦永司氏の任期が、令和8年4月22日で満了となるため、再任したいので議会の承認を求めるものです。

白井市桜台在住で、生年月日が昭和24年9月8日です。

議案第7号 市長等の白井市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について。所管課は総務課です。

市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合における損害賠償責任について、その一部の責任を免れさせる旨を定めるため、条例を制定するものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい

て。所管課は人事課と上下水道課です。

人事院及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の通勤手当、期末手当及び勤勉手当並びに会計年度任用職員の勤勉手当の改定をするとともに、企業職員の給与に関する規定の所要の整備をするため、関係する条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、通勤手当について、自動車等の使用距離区分と通勤手当の上限額を拡充するもの。通勤手当について、自費で駐車場借りている職員に、月額5,000円を上限として支給できるようにするもの。一般職及び会計年度任用職員の令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当について、支給割合を6月期と12月期で均等化するため、支給率を改定するもの。企業職員の給与の種類及び基準について、一般職の職員と整合を図るもの。そのほか、上記改正に伴う所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

なお、人事院勧告等を踏まえた対応につきましては、午後の議員全員協議会のほうで、担当のほうから改めて説明のほうさせていただきます。

議案第9号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。所管課は社会福祉課、障害福祉課総務課です。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例を整備するものです。

主な内容ですが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴いまして、関係条例において引用条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うものです。

施行期日は、公布の日でございます。

議案第10号 白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例及び白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は障害福祉課、子育て支援課、総務課です。

重度心身障害者医療費助成の受給権者及びひとり親家庭等医療費等助成の受給資格者の利便性の向上に資するよう、医療機関における資格の確認に関する規定を整備するため条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、医療機関における医療費助成の受給権者、受給資格者の確認方法として、受給権の提示に加えまして、マイナ保険証等の提示を可能とするため、所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

議案第11号 白井市高齢者就労指導センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。所管課は高齢者福祉課です。

白井市高齢者就労指導センターが実施してきました施策を地域で展開することから、

令和8年度末をもって同センターを廃止するため、条例を廃止するものです。

施行期日は、令和9年4月1日です。

議案第12号 白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。所管課は障害者福祉課です。

白井市障害者支援センターを令和10年4月1日から民営化するため、条例を廃止するものです。

施行期日は、令和10年4月1日です。

なお、議案第11号、12号の廃止の関係につきましては、午後の議員全員協議会のほうで担当課のほうから、改めて説明のほうさせていただきます。

議案第13号 白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課です。

行政組織の再編に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、総務部企画財政部及び未来創造戦略室の再編によりまして、企画財政部を廃止し、未来創造戦略室を含む政策推進部を新たに設置するもの。また、この再編に伴いまして、部の事務分掌を整備するものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

なお、この組織の改編につきましても、午後の議員全員協議会で改めて説明をさせていただきます。

続きまして、議案第14号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は市民活動支援課、総務課です。

白井市市民連携協働推進会議を設置するため、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、地域コミュニティや市民活動に関する団体及び市の連携協働の推進、コミュニティ基本方針の策定等に当たり、多角的な視点からの検討を行うため、白井市市民連携協働推進会議を新たに設置するものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

議案第15号 白井市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課です。

行政手続法の一部改正を踏まえ、公示送達に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、長文等の通知に係る公示送達について、規則で定める方法により閲覧をすることが可能となるよう改正するものです。

施行期日は、令和8年5月21日です。

議案第16号 職員の給与支払の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は人事課です。

保育園等の職員が市に支払う給食費について、職員の給与から控除することを可能と

するため、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、職員に支払う給与から控除できるものに、職員給食費を加えるものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

議案第17号 白井市道路線の認定及び変更について。所管課は道路課です。

市道路線の認定及び変更するため、議会の議決を求めるものです。

認定対象路線は、市道04-229号線ほか1路線。変更対象路線は、市道08-006号線です。

議案第18号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第12号）。所管課は財政課です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億2,320万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ263億4,748万3,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、市税の収入見込額の増に伴い、歳入予算を増額するもの。事業の終了に伴う事業費の確定、入札先の発生による不用額の確定など、予算整理を目的として歳出予算を減額するもの。保育所入所児童委託料について、人事院勧告に伴う人件費の公定価格改定により増額するもの。国の補正予算で学校施設環境改善交付金が計上されたことに伴い、令和8年度に実施を予定しておりました桜台小中学校の施設改修等事業が採択される見込みであることから、事業を前倒しして実施するもの。

また、国の補正予算で、社会資本整備総合交付金が計上されたことに伴いまして、令和8年度に実施を予定しておりました市道00-105号線道路修繕工事事業が採択される見込みであることから、事業を前倒しして実施するものです。

議案第19号 令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）。所管課は保険年金課です。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ352万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,551万1,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、特定保健指導及び特定健康診査未受診者勧奨に係る委託料について、対象者が当初の見込みを下回ったことから、不用額を減額するものです。

議案第20号 令和7年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第4号）。所管課は高齢者福祉課です。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ57万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,046万9,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託について、契約締結に伴い不用額を減額するもの。地方税統一QRコードを利用した介護保険料の納付に係る準備経費について、実施時期を令和8年度に見送ることとしたため、不用額を減額するものです。

議案第21号 令和7年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。所管課は保険年金課です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,645万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,709万1,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、被保険者数の増加による保険料収入の増加等に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の所要額を増額するものです。

議案第22号 令和7年度白井市水道事業会計補正予算（第3号）。所管課は上下水道課です。

収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ54万7,000円減額し、6億1,952万5000円とするものです。

主な補正内容ですが、収益的収入及び支出といたしまして、水道管移設工事の工期延長に伴い、固定資産除却費を令和8年度に組み替えるため、減額するものです。債務負担行為といたしまして、国の補正予算で計上されました上下水道一体効率化基盤強化推進事業費補助が採択されたことから、ウォーターPPP上下一体官民連携導入可能性調査業務を前倒しして、令和7年度から令和8年度にかけて実施するため、債務負担行為を設定するものです。

議案第23号 令和7年度白井市下水道事業会計補正予算（第4号）。所管課は上下水道課です。

資本的収入及び支出を補正するもので、資本的収入の予定額を9,622万円増額し、5億3,553万1,000円に、資本的支出の予定額を9,622万円増額し、6億3,864万7,000円とするものです。

主な補正内容ですが、収益的収入及び支出といたしまして、国の補正予算で計上されました社会資本整備総合交付金が採択されたことから、令和8年度に実施を予定していた公共下水道管協会地区推進工事を実施するための所要額を計上するもの。債務負担行為といたしまして、国の補正予算で計上された上下水道一体効率化・基盤強化推進事業補助が採択されたことから、ウォーターPPP上下一体官民連携導入可能性調査業務を前倒しして、令和7年度から8年度にかけて実施するため、債務負担行為を設定するものです。

議案第24号から29号につきましては、令和8年度の当初予算の説明になりますが、この場では、事業規模と前年比の説明とさせていただきます。

議案第24号 令和8年度白井市一般会計予算。所管課は財政課です。

歳入歳出予算といたしまして、総額が244億2,245万2,000円、前年度比で5億3,105万8,000円、2.2%の増となります。

議案第25号 令和8年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定予算。所管課は保険年金課です。

歳入歳出予算といたしまして、総額が56億5,867万5,000円です。前年度比でマイナス2

億5,628万7,000円、4.3%の減となります。

議案第26号 令和8年度白井市介護保険特別会計保健事業勘定予算。所管課は高齢者福祉課です。

歳入歳出予算で、総額が48億8,751万円、前年度比で5億4,047万2,000円、12.4%の増となります。

議案第27号 令和8年度白井市後期高齢者医療特別会計予算。所管課は保険年金課です。

歳入歳出予算で、総額が13億813万5,000円、前年度比で2億2,090万2,000円、20.3%の増となります。

議案第28号 令和8年度白井市水道事業会計予算。所管課は上下水道課です。

収益的収入及び支出で、収入及び支出予算額が6億6,527万円、前年度比で3,901万2,000円、6.2%の増です。

資本的収入及び支出で、資本的収入予算額が1,004万1,000円、前年度比でマイナスの1億1,265万2,000円、91.8%の減。資本的支出予算額が7,124万4,000円、前年度比でマイナス1億1,634万5,000円、62.0%の減となります。

議案第29号 令和8年度白井市下水道事業会計予算。所管課は上下水道課です。

収益的収入及び支出といたしまして、収入及び支出予算額が15億3,900万2,000円、前年度比で2,109万2,000円、1.4%の増。資本的収入及び支出で、資本的収入予算額が4億3,347万5,000円、前年度比329万2,000円、0.8%の増。資本的支出予算額が5億2,745万9,000円、前年度比でマイナス584万、1.1%の減となります。

初日の提案の議案につきましては以上となりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の関係がございまして、当初に、まだ予算のほうに組めなかった分がございまして、補正予算の準備を現在進めておりますが、まだ内容が確定しておりませんので、また改めて事務局等を通じまして日程等を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

説明のほうは以上です。

○石井委員長 ただいま説明が終わりましたが、この説明について、補足説明を求めたい方はおられますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石井委員長 では、執行部の退席ですね。ありがとうございました。

次に、議会事務局長より、請願、陳情、一般質問等、会期中に議題となる件について説明を求めます。

事務局長。

○松岡議会事務局長 それでは、陳情、一般質問について御説明いたします。

今回、請願の受理はございませんでした。

陳情につきましては、お手元に配付の陳情受理一覧表を御覧ください。今回、陳情5件が提出されております。

受理番号第5号、令和7年11月25日受理。件名は、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情。

陳情者は、一般社団法人中国における臓器移植を考える会代表丸山治章。住所は、東京都新宿区西新宿3-3-13西新宿水間ビル6階。

陳情事項は1項目、国際社会と足並みをそろえ、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに違法な臓器移植に巻き込まれることを防ぐため、適正な臓器移植が行われる必要性についての啓発活動などの環境整備を求める意見書を国へ提出することについて陳情いたします。

続きまして、受理番号第1号、令和8年1月6日受理。件名は、メッセージRNAワクチン、レプリコンワクチンを含む接種事業中止の意見書提出を求める陳情書。

陳情者は、宇井淳。住所は、千葉県旭市後草1967-32。

陳情事項は1項目、下記の事項について、地方自治法第99条の規定による意見書を国に対して提出するよう陳情する。1、メッセージRNAワクチン、レプリコンワクチンを含むの国民への接種を中止すること。この陳情書の検討に当たっては、資料を確認し、熟慮の上で行うこと並びに委員会で取り扱われる際には説明したい。また、この陳情の審査結果は、議会だより等に掲載し、広く住民への周知をお願いしたい。

続きまして、受理番号第2号、令和8年1月26日受理。件名は、保育士配置基準の引き上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書。

陳情者は、新日本婦人の会白井班代表戸谷美恵子ほか2名。住所は、白井市清水口2-1-13-503。

陳情事項は1項目、国に対して、保育士配置基準の引き上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書を提出してください。

続きまして、受理番号第3号、令和8年1月28日受理。件名は、北環状線の早期開通に対する陳情書。

陳情者は、株式会社睦建設代表取締役寺床博好。住所は、白井市清戸272。

陳情事項は1項目、末尾記載の不動産（以下「本件不動産」という。）上及びその地中にある廃棄物（以下「本件廃棄物」といいます。）につき、法19条の8第1項に定める支障の除去等の措置を講じられるよう陳情するとともに、本県が人の健康被害に関する重大な問題であることを周知した上で、県道北環状線の早期開通に向けて、国及び千葉県や関係機関に対して働きかけていただけるよう深く要望します。

続きまして、受理番号第4号、令和8年2月2日受理。件名は、東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発

防止を求める陳情。

陳情者は、パワハラから職員を守る白井の会代表齋藤智美。住所は、白井市根1844-37。

陳情事項は2項目、1、庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査、確認をするよう行政に求めてください。仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう適切な対応を行うよう求めてください。

続きまして、一般質問につきましては、お手元に配付の一般質問通告書案の表紙の次のページ、一覧表案を御覧いただきたいと思います。今回、12名の議員の皆様から、22項目通告をいただいているところでございます。

以上でございます。

○石井委員長 以上で議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石井委員長 では、次に議長より、議案の付託委員会について説明願います。

○伊藤議長 議案付託表がタブレットのほうに入っていると思いますので、それを確認していただきたいと思います。執行部より今期定例会に提案予定されている議案については、お手元に配付の付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。よろしいでしょうか。御確認ください。

○石井委員長 それでは、議長より付託委員会について説明がありましたが、これで皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石井委員長 よろしいということでございます。

では、ただいま議長から説明ありましたとおり、委員会の付託を認めるといたします。次に、陳情の取扱い等について、議長、説明をお願いします。

○伊藤議長 今定例会においては、陳情5件の提出がありました。

陳情第5号と1号については、市外からの陳情のため、文書配付といたします。

陳情2号については、付託先を健康福祉常任委員会。

陳情3号については、付託先を企画経済常任委員会。

陳情第4号については、付託先を総務教育常任委員会をお願いしたいと思います。

以上です。

○石井委員長 ただいま議長より説明がありました陳情の取扱いについて、御意見ございませんか。

徳本委員。

○徳本委員 政党機関紙についての陳情についてなのですからけれども、他市でも似たよう

なのが出されているのですけれども、これは特定の政党を対象にしているもので、私たちは政党機関紙を購読してもらっている立場なのですけれども、一切、圧力をかけるようなことはやっていなくて。こうした陳情を取り扱うかどうかということも話し合っしてほしいです。

○石井委員長 ただいまの徳本委員の発言について、議長、いかがでしょうか。
どうぞ。

○伊藤議長 陳情については、その形式が整っていれば、受付せざるを得ないというふうに私のほうでは考えております。

以上です。

○石井委員長 岩田委員。

○岩田委員 書式が整っていれば、当然受け付けるのですけれども、それを委員会で審査、審議するかどうかを確認するわけですから、市内だから自動的に請願扱いという考え方はありますけれども、今、徳本委員から言われたように、これを委員会で審査すべきものなのかどうかを再度、確認をしてもらいたいと思います。

○石井委員長 議長、どうぞ。

○伊藤議長 これと同じ陳情を他市でも委員会審議をし、結論を出している市がございますので、それを参考にして、審議に値するというふうに判断いたしました。

以上です。

○岩田委員 それを委員会で決めるわけ。

○石井委員長 はい。

では、ただいまの徳本委員の発言と、それから議長の発言等を含めまして、この議会運営委員会として検討したいと思います。

この陳情について、委員会付託をして審査するかどうかという問題でございますが、いかがでしょうか。皆さんの御意見を伺いたいと思います。

長谷川委員。

○長谷川副委員長 これに関しては、やはり全ての機関紙も含まれると思いますので、陳情に対して審査すべきと考えます。

○石井委員長 長谷川副委員長からは、陳情を審査すべきという御意見でございました。
ほかにはいかがですか。

平田委員。

○平田委員 先ほど岩田委員がおっしゃったのは、その陳情を委員会の中で受けるかどうか決めていいということをおっしゃったのか、ここで決めるということですか。

○石井委員長 そうです。

○平田委員 分かりました。その上で、陳情4号につきましては、特定の政党ですとか機関紙の名前が出ていない状態で調査をしてほしいということですので、それは幾つ出て

くるか分からないですし、特定の何かということでは、私たち、ここで何の判断もできませんので、これを受けてもいいと思います。

○石井委員長 平田委員からは、受けるべきという御意見でございました。

ほかにございますか。

柴田委員。

○柴田委員 陳情の事項については特定されていないから、そういうことがないかどうか調査するというのは、ありなのかなと思うのですけれども、件名が、パワハラと特定をしちゃっているわけなのですよね。政党機関紙とかを取ることを勧めるとか、そういうのをパワハラというふうに断じちゃっているというところがちょっと気になるので、そういう事実があるかどうか確認するのすら、どうなのかなという疑問はあります。これは控えてもいいんじゃないのかなという気はします。

○石井委員長 柴田委員の御意見は、これは委員会審査に付託すべきじゃないということでございますね。

ほかに御意見、いかがですか。

岩田委員。

○岩田委員 5分間だけ休憩してもらっていいですか。この陳情書があるので確認したいと思うのですけれども。今初めて見たので。

○石井委員長 では、中身をしっかりと読んだ上で、意見を述べたいということでございますので、今から5分間休憩といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時41分

○石井委員長 それでは、会議を再開いたします。

ただいま議題となっておりますのは、陳情第4号について、議長のほうからは、総務教育常任委員会に付託するというところでございましたが、これを委員会付託して審議すべきかどうかという話合いをしております。

まだ御意見おっしゃっていない方には、御意見ぜひ言っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

また、御意見を先ほど述べた方でも、さらに追加の御意見等ございましたら、どうぞ御発言ください。

岩田委員。

○岩田委員 陳情者は白井市内の方ですね。この方が実際に市役所の職員から、そういう勧誘行為あるいはパワハラやハラスメントを受けたかどうかも含めて、もしそうであれば問題になるわけのですけれども、ほかの自治体では、このようなことが2年ぐらい前から

新聞に載ったり、いろいろ話は聞いてはいますけれども、白井市においては、そういったような実態というのは、私は全く承知していませんで、本当にそういうことがあるかどうかも含めて、委員会で確認するのも一つの方法だと思います。ですから、委員会に付託すべきだと思います。

以上です。

○石井委員長 ほかに御意見ございますか。

まだ言っていない方を先に御意見を言っていただきたいのですが、いかがですか。

広沢委員。

○広沢委員 白井市のホームページには、今調べたのですけれども、陳情で、「審査になじまない陳情等」という項目が7項目ありまして、全部読み上げると長くなってしまうのですが、先ほど徳本委員のほうがおっしゃられたのは、特定の個人や団体を誹謗中傷し、その名誉を傷つけるおそれがあるものというところについての御指摘だったと思うのですけれども、この陳情を拝見すると、調査をしてくださいとか、それから、もし何かあれば、適切な対応を行ってくださいというような内容で、そもそもが誹謗中傷ではないということと、あと、特定の団体というところを押さえて陳情という形に出して表現されているので、そこは引っかけられないんじゃないかという気がしています。

それから、特定の政党機関紙、政党ということは、政治団体に向けての戒めのような陳情に対して、議会として議員がそれを却下して審議をしないというのは、非常によくはないんじゃないかなと思います。自浄効果というか、そういうのを求めるものだと思いますので、これを外してしまうわけにはいかないと思います。

以上です。

○石井委員長 ほかに御意見ございますか。

徳本委員。

○徳本委員 今、できれば発言を訂正していただきたいのですけれども、私は先ほど、この陳情名の政党機関紙に私たちの新聞も当たると言っただけで、誹謗中傷に当たるとか、特定の政党を名指ししているというところに適用するから慎重になるべきとは言っていないのです。この政党機関紙には当たりますよと。だけれども、パワハラとかはやらない、やっていないと言っただけなので、その項目に当たるから却下と、私は言っていないということは、まず確認したいのと。

あと、先ほど私が、ちょっと慎重にと言ったのは、まず言っておきますけれども、この方がそういう思想をお持ちかどうかというのは全く分からないので、絶対結びつけてはいないということをまず言いますけれども。

統一教会は、関連団体が勝共連合とあって、共産党に勝つ連合とあって、共産党を潰すという目的、思想を持っている団体です、統一教会は。国内でも、統一教会関係者として名前が挙がっている方が、そういう市民団体を名乗って、実際には政党機関紙と書いてい

るけれども、思想的には共産党の新聞を読ませないためという目的で陳情が上がっているというふうに認識される県もあるのです。

なので、これがそうとは、もちろん言わないのですけれども、そういう傾向があるということを知っていただいて、審査するなら、していただきたいというところです。そこが、私は実際には、特定のところを目的としている可能性があるというところで、政治活動とか自由を取る自由というのが侵されるんじゃないかというところを危惧して発言しました。

以上です。

○石井委員長 ほかに。

柴田委員。

○柴田委員 この陳情の後にくっついている資料、討議資料というところの三つ目、四つ目あたりから、明らかな政党、特定したものを取り上げて、こうだぞという感じで言っているのですよね。アンケートを取ったら、ここが圧倒的だったとか、そういう書き方をしている。そういうのが明らかに分かっているところも、割と明らかになっているような感じなので、公平な立場で、こういう資料を出されて審査できるのかなというのが疑問です、私は。だから、やっぱりおかしいんじゃないかな、取り上げるのはと思います。

○石井委員長 ほかに御意見ございますか。

ただいま皆さんとお話し合いをしているのは、陳情第4号を委員会付託にして審査すべきかどうかということで話し合いを進めています。陳情項目については、心理的圧力を感じたり、断り切れずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査、確認するよう行政に求めてください。そして、もしそういうことがあれば、職員の意思が尊重されるような適切な対応を行うよう求めてくださいという陳情項目であります。

これを踏まえた上で、ただいま委員の皆さんから全員、御発言をいただきました。審査をするべきであると、委員会付託にするべきであるという御意見が4人、慎重にしたほうがいいという御意見がお二人でしたが、御意見の変更とか、ほかに御意見を言っておきたいとかということはございますか。

平田委員。

○平田委員 陳情項目の上のほうに書いてあるのですけれども、希望があれば、職員個人が自宅とかいろいろな方法で申し込むことは、この人は禁じていないわけですね。ということは、今いらっしゃる申し込んでいる職員の方でも、威圧的に何か言われたから取らざるを得ないという方と、自分で取りたくて取っている方がいるということだと思っているので、それを調査するということは、全然どの政党とか、どの機関紙を傷つけるものではありませんし、また、そこで対処に困っている方があったらということで、対処に困ってい

る方については、パワハラという表現をこの方はされているので、自分の意思で取っている方については、そのままいいということをおっしゃっているんじゃないかなと思いますので、これは審議に値すると思います。

○石井委員長 ほかに御意見ございますか。

では、今、審議すべきという御意見が多数でございましたので、この陳情第4号については、議長の提案のとおり、総務教育常任委員会に付託すべきと考えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○石井委員長 では、そのようにさせていただきます。

整理して申し上げます。陳情第2号については健康福祉常任委員会、陳情第3号については企画経済常任委員会、陳情第4号については総務教育常任委員会へ付託することとし、ほかの陳情については文書配付とすることに御異議ございませんか。

柴田委員。

○柴田委員 北環状線の早期開通に関する陳情書は、これは陳情何号でしょうか。3号。これなのですけれども、提出者は、まさにあの土地の上に建物を建てている当事者ですよね、睦建設は。それで、陳情の中身を見ると、国及び千葉県や関係機関に対して働きかけていただけるよう深く要望しますと。ちょっと不思議な、この陳情を採択しても、採択しなくても、どちらもしすきーだなどという気がするのですけれども。大体これは県のマターで、白井市としては何もできないから働きかけてくれと言っているのかもしれませんが、経過をずっと私は追ってきているので。

○石井委員長 柴田委員、ちょっとそこでストップしていただいて。すいません。

では、ただいまの、また新たに陳情第3号についての御意見が出ました。ここで、一度休憩といたします。暫時休憩にします。協議会にします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時09分

○石井委員長 では、再開します。

陳情第3号について、議長のほうから委員会付託の提案がございましたが、今、議会運営委員会で話し合った結果、今回の陳情第3号、北環状線の早期開通に対する陳情書については、委員会として審議するのは、そぐわないと判断いたしました。よって、陳情第3号は委員会付託をしないというふうに考えますが、議長、どのように取り扱ったほうがいいでしょうか。

○伊藤議長 そういうことであれば、この陳情を各議員に文書を配付させていただきたいと思っております。

以上です。

○石井委員長 では、改めまして皆さんに再度確認いたします。陳情第2号については健康福祉常任委員会、陳情第4号については総務教育常任委員会、ただいまの陳情第3号については委員会付託をせず、全議員に配付してということでございますが、文書を配付することということでございます。皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○石井委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、会議日程及び議事日程についてを議題といたします。

事務局長より、会期日程案及び議事日程案について説明を求めます。

事務局長。

○松岡議会事務局長 それでは、会期日程案及び議事日程案について御説明いたします。

初めに、会期日程案についてでございます。お手元に配付の会期日程案を御覧ください。会期につきましては、2月13日から3月23日までの39日間としております。

初めに、2月13日につきましては、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を行います。

議案第1号から議案第29号について、一括上程、報告及び提案理由の説明。

人事案件であります議案第1号から議案第6号について、質疑、討論、採決。

議案第7号から議案第29号について、議案内容の説明。

一般質問につきましては、今回12人の通告がありましたので、2月18日に4名、19日に4名、24日に4名でお願いしたいと思います。

また、2月18日の正午は、大綱的質疑、総括質疑の通告締切りとなります。

次に、2月26日につきましては、議案第7号から議案第23号について、大綱的質疑の後、常任委員会付託。

議案第24号から議案第29号について、総括質疑の後、予算審査特別委員会を設置し、特別委員会へ付託。

なお、発議案、決議案の提出締切りは、委員会付託日の午後5時となっております。

2月27日、3月2日、3日につきましては、各常任委員会の開催、3月5日、9日、11日につきましては、予算審査特別委員会を開催する予定としております。

最終日を3月23日とし、各委員会に付託された議案等について、委員長による審査経過及び結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決を行う予定としております。

会期日程案は以上となります。

続いて、議事日程案でございますが、お手元に配付の議事日程案を御覧ください。

日程第1、会議録署名議員の指名から、会期決定、諸般の報告、議案29件、陳情5件及び一般質問となります。

なお、議案第1号から議案第6号につきましては、初日採決を予定しております。

説明は以上でございます。

○石井委員長 ただいま説明がありました会期日程案及び議事日程案についての質疑はございますか。

というより、今、局長、いろいろ変えたので、ここを整理しないといけないと思います。

まず、日程のほうで、3月3日、企画経済常任委員会、午前中が陳情になっておりますので、ここを訂正したほうがよろしいでしょうか。

局長、どうぞ。

○松岡議会事務局長 訂正をさせていただきます。3月3日の企画経済常任委員会、午前に陳情とございますけれども、こちらを陳情がなしということで、ここは午前10時からの議案の審議ということで訂正をさせていただければと思います。

○石井委員長 会議日程案のほうは、3月3日、企画経済常任委員会は午前、議案、午前中の10時から議案審議というふうに変更させていただきます。

それから、日程のほうはいかがでしょうか。局長、日程第36はどうでしょう。

○松岡議会事務局長 こちらの日程第36、陳情第3号、北環状線の早期開通に対する陳情書についてというところを削除させていただきまして、その下の日程第37、陳情第4号以下を上を上に繰り上げるということで訂正をさせていただきたいと思います。

○石井委員長 では、現時点ではありますけれども、日程のほうは、日程第36、陳情3号というのは削除をして、日程36は陳情第4号、そして日程37が一般質問について、日程38が休会についてというふうに数字がずれますということでございます。よろしいでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川副委員長 今、局長の発言ですけれども、陳情5号1号は、議長報告ということで挙げられているので、3号を削除しなくてもいいんじゃないかと思うのですけれども、いかがですか。

○石井委員長 局長。

○松岡議会事務局長 当日の議事日程から削除させていただくということで訂正をさせていただきたいと思います。

○石井委員長 当日の議事日程、理解ができなかった。

局長。

○松岡議会事務局長 議運でお示ししている議事日程については、会期中の全ての議案を掲載しておりますので、当日の議事日程からは、議長報告については削除させていただきます。

○石井委員長 分かりましたか。

一旦、休憩します。

再開します。

ただいま委員長、私が発言した訂正をさせていただきます。

皆さんのお手元にある定例会議事日程案、これの2ページ目、日程第36号、陳情3号削除というのは私が間違えましたので、そこはこのまま消さずに残していただきたいと思います。この書面のとおりでございます。日程36、陳情第3号、北環状線早期開通に対する陳情書について、日程第37、陳情書第4号、日程38、一般質問について、日程39、休会についてでございます。大変失礼しました。申し訳ありません。

では、皆様から、この会議日程案及び議事日程案について、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

それでは、会期日程案について、会期を2月13日から3月23日までの39日間とし、2月13日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を行い、議案第1号から議案第29号について、一括上程、報告及び提案理由の説明。

人事案件であります議案第1号から議案第6号について、質疑、討論、採決。

議案第7号から議案第29号について、議案内容の説明、一般質問については、2月18日に4名、19日に4名、24日に4名の3日間とし、2月18日の正午は、大綱的質疑及び総括質疑の通告締切りとなります。

2月26日については、議案第7号から議案第23号について、大綱的質疑の後、常任委員会付託。

議案第24号から議案第29号について、総括質疑の後、予算審査特別委員会を設置し、特別委員会へ付託。

なお、議案決議案の提出締切りは、委員会付託日の午後5時となっております。

最終日、3月23日は、各委員会に付託された議案等について、委員長による審査経過及び結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決。

議事日程については、日程第1、会議録署名議員の指名から、会議決定、諸般の報告、議案29件、陳情5件及び一般質問といたします。

以上の内容について、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○石井委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

議題2、その他についてを議題といたします。

委員の皆様から、何かございますか。

次に、議長からありましたら、お願いします。

どうぞ、議長。

○伊藤議長 今定例会で、昨年末に田中議員が亡くなられて、その件について、議会の冒頭で黙祷をするか、また、追悼演説をするか、それからあと、座席に花を手向けるか。そ

れともう一つは、議席の変更を行うかどうか。この四つを議運のほうで検討を願いたいというふうに考えています。まず、1点目として。

○石井委員長 それではまず、亡くなられた田中議員の追悼について、議会の初日に黙祷、それから追悼文を読み合うかと、花を座席に供えるかと、座席の変更をどうするかということですね。これは皆さんからというより、最初に議長はどのようにお考えで。

○伊藤議長 それでは、黙祷の件については、黙祷を皆さんでしていただきたいというふうに私は考えています。

追悼演説につきましては、こちらの席に会派代表の岩田委員がいらっしゃいますので、岩田委員の御意見をお伺いして決定したいなというふうに考えています。

座席に花を手向けるかについては、これは私ではなく、皆さんの意見を聞きたいなというふうに考えています。

あと、議席については、田中議員が、皆さんのタブレットにも議席のあれが入っていると思うのですけれども、ちょうど一番端で、10番で、一番スクリーンも見づらい位置でございますので、10番を欠番にして、議席の変更を行わなくてよいのかなというふうに議長としては考えておりますが、いかがでしょうか。

○石井委員長 それでは、最初に黙祷はやっていただきたいという議長のお話と、そして座席については、皆さんのお手元に現在の座席表がありますが、田中議員は10番で、一番出入口の近くでございました。このまま田中議員の10番というのを欠番にして、皆さんの座席を変えないで、このままでいこうではないかということでございますが、この二つは、皆さん、いかがですか。いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石井委員長 では、この二つは決定といたします。

そして、追悼のお話、追悼文を読み上げるかどうかは、会派代表の岩田委員、いかがお考えですか。

どうぞ。

○岩田委員 黙祷もそうなのですけれども、黙祷と追悼演説をするのであれば、本当はこの臨時議会でやるべきであったので、ちょっとタイミングがどうかなと思うのです。申し合わせにあるように、以前、町の時代にそういうことをした例もあるということ。

皆さんの記憶に新しいところでは、改選前かな、石川議員が会期中に亡くなったときには、そのときの会派代表である田中議員のほうから、ぜひ追悼演説をしたいと。それから、花もお供えたいという要請、要望が議長にあって、議長判断で黙祷をして、追悼演説をして、お花は、本当は田中議員が自費で払って供えたいということだった。それは親睦会だか議長交際か忘れちゃったけれども、やった例があります。それは会期中。

それから、秋谷公臣副議長の際には、私は当時の広沢議員に、会派代表ですから、打診をしたのです。前回、田中議員が追悼演説をしたけれども、広沢議員、あのとき会派の代

表かな、3人会派の代表として、追悼演説どうすると言ったら、広沢議員が、最終的にはやりますというのがあって、追悼演説をして、花を供えた。その花は1週間ぐらい飾ってあったのかな。その後は、副議長室の机の上に飾ったという経緯があります。

ですから、戻って言うと、タイミングが、去年亡くなったけれども、本当はやるのであれば臨時議会ですべきなので、私は全くやろうと思っていません。ただ、どうしてもというのであれば。それが前例になっちゃうので、いかがなものだろう。ですから、私としては、正直言って追悼演説をやりたいという気持ちは全くありません。

○石井委員長 分かりました。

では、皆さん、いかがですか。

平戸委員、どうぞ。

○平田委員 追悼演説は、御本人のやるか、やらないかという御意思を尊重したいと思えますけれども、お花については、やはりそこがちょっと寂しくなったなというので、存在があったということに関しては、お花はいいと思います。

○石井委員長 追悼演説は、会派代表のほうから、時期ではないのではないかという御意見でございましたので、そこは尊重してということでございました。お花は、添えてもいいんじゃないかということでございます。皆さん、いかがですか。

平田委員、どうぞ。

○平田委員 追加で申し上げると、議会だよりのほうは、石川議員、秋谷議員、全く同じ分量でページを割いて追悼文を、それに関しては、岩田会派代表者としての追悼文を書いてくださっていますのを申し添えます。

○石井委員長 じゃあ、議会だよりのほうは、追悼文を載せていただくということでお願いいたします。

お花を供えらなったら、どこからお金は出すのですかね。

局長、どうぞ。

○松岡議会事務局 秋谷議員のときは、議長交際費。

○石井委員長 議長交際費だそうです。議長、よろしいでしょうか。

○伊藤議長 ええ。前例があるのであれば。

○広沢委員 親睦会で出したほうがいいんじゃないですか。

○石井委員長 親睦会のほうがいいですか、議長交際費がいいですか。

○伊藤議長 それは皆さんで。

○石井委員長 ここで決めていいのですね。

○伊藤議長 はい。

○石井委員長 どうでしょう。

○柴田委員 前例はあるけれども、それを変えるということだね、親睦会。石川議員のときは田中議員が自分で出したのを。

○石井委員長 休憩します。

では、再開します。

ただいま議長のほうからお話がありました田中議員の追悼については、議会初日に全員で黙祷をいたしましょう。座席には、議長交際費で購入したお花を飾りましょう。そして、追悼演説については、昨年お亡くなりになり2月の定例会ですので、時期がちょっとタイミングがずれてしまったので、今回はやらないということで。そして、座席は欠番という扱いにして、皆さんの座席は変わらないという結果になりました。よろしく願いいたします。

ほかに議長ございますか。

どうぞ。

○伊藤議長 資料請求についてなのですが、議員個人から執行部への資料請求について、存在しない資料であったり、執行部側が作成、加工しないといけない資料要望が出ている事例が散見されますので、議会執行部、互いの効率化のために、事前に担当課のほうに資料があるのかどうか確認してから、資料請求していただくと、事務効率が上がるというふうに事務局のほうも言っておりますので、その辺を御協議いただいて、これ全く現在どういった形がいいかという決まり的なものはないと思うのですが、議員皆さんの認識をどういうふうにしたらいいかなということも議運の中で少し話していただけたらというふうに希望します。

○石井委員長 ほかにございますか。

○伊藤議長 あと1点、事務局の會さんが、お子さんが生まれまして、育児休暇を取っておりますので、事務局体制がちょっと手薄になっておりますので、その辺を議員の皆様、理解いただけますよう、よろしく願いいたします。

○柴田委員 何か月なのですか。

○伊藤議長 まだ昨日か一昨日。事務局長のほうから説明を。

○石井委員長 では、局長、どうぞ。

○松岡議会事務局長 8日間取っております、2月18日から出てくる。

○石井委員長 よろしいですか。

では、皆さん、個々にしゃべらないように。私の仕切りがよくない。

では、今、議長からお話がありました資料請求について、一度議運の中で話合いをしてくださいということでしたが、以前、携帯電話の議場への持込みについても検討してくださいということがありました。この二つについて、次の議運で皆さんと話合いをしたいと思っています。

そこで、皆さん、次の議運なのですが、定例会が始まります。一般質問が3日間ありまして、24日の一般質問が終わった後、一度議運を開きたいと思うのですが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。大丈夫ですか。

では、時間は定かではありませんが、2月24日、一般質問終了後、大体16時ぐらいがめんどかと思いますが、議運を開催いたします。そのときに、携帯電話の議場への持込みの件についてと議員による資料請求についての話をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

岩田委員。

○岩田委員 ちょっと議長に確認なのですが、資料請求で、資料がないものを請求されたという話も、資料がないものを請求しても、ないよと執行部が言えばおしまいじゃないかと思うのだけれども、その辺の意味がよく分からないのだけれども、何を議論するのか。

○石井委員長 議長。

○伊藤議長 ないものを請求されても、事務局では、その請求に基づいて書類を作成し、執行部のほうに渡して、それからまた執行部からも、ないよという正式文書を作って、行ったり来たりしなきゃいけないという手間があることで、その手間を省きたいということです。

○石井委員長 柴田委員。

○柴田委員 あるかどうか確認して、あると分かったら、あるいは、こういう資料ならできますよ、作れますよということを確認して出せばいいということですね。

○伊藤議長 そうです。

○柴田委員 それだけです。

○石井委員長 そういったことも含めて、一度話をしたいと思います。資料請求について話をしたことがないので、ここは、私が考えるこの19年の間には、資料請求についての話は、議員全体で、あるいは議運でやったことがありませんので、一度はやっておきたいと思いますので、今言った日程でよろしくお願いいたします。

ほかに、皆さんからございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石井委員長 では、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

閉会 午前11時35分